

## 第2部 補論

### 第1章 プロブレム・ギャンブラー

#### 1. はじめに

1999年12月16日、オーストラリアのジョン・ハワード首相は国民に向けて一つのメッセージを送った。プロブレム・ギャンブリングは今日、きわめて大きな問題であり、このまま放置しておくわけにはいかない。早急に何らかの対処をしなければならないと警告を発した。ある調査によると、オーストラリア全体で29万人のプロブレム・ギャンブラーがおり、その周辺にはギャンブルによる生活破綻者(破産、離婚、自殺、失業、犯罪に関わるもの)がおよそ150万人いると推定されている。

この問題はオーストラリアにとどまるものではなく、カジノをもつ世界の多くの国に共通の課題である。カジノについては、規模においても、また種類においても世界の中で最も進んでいる国の一であるアメリカ合衆国は、カジノの負の部分をどのように考えていくかについて先導的な役割を果してきた。アメリカ合衆国では、1997年のデータ(Harvard Medical School Division on Addictions)によると、750万人のプロブレム・ギャンブラーがおり、さらに少年(18歳以下)は790万人にのぼる。このこと自体は極めてゆゆしき問題であることは間違いない。しかし、このことが即ギャンブル・カジノ廃止ということにならないことも確かである。同じ調査によれば、アメリカ合衆国で今日、ギャンブル(カジノ)を楽しむ人たちは、おおよそ1億2,500万人いると報告されている。すなわち、ほとんどの人たちは、ギャンブル(カジノ)はするが、プロブレム・ギャンブラーにはならないということである。比率で見れば、5.3%の人たちが問題であって、94.7%の人たちの楽しみを奪うことは健全とはいえないだろう。その上、経済的な効果も考えれば、カジノを一方ではさらに質・量ともに前向きに検討しながら、少數の人たちの問題をどのように取り上げていくかといった、バランスのとれた戦略を考えなければならない。

#### 2. プロブレム・ギャンブラーとは

プロブレム・ギャンブラーとはどのような人たちであるのだろうか。最も広義には、「プロブレム・ギャンブラーとは、ギャンブル行動による負の結果を有する人たち」であり、その中に病的ギャンブラーが含まれ、かれらは何らかの医療・治療の対象となる人達である。病的ギャンブラーとは、以下の10項目のうち、少なくとも5つあれば、その対象となる(ただし、それらは持続的で反復的な行為である。)。

### 病的ギャンブラーの診断基準

- (1) ギャンブルにとらわれている(過去のギャンブルをいきいきと再体験すること、ハンディをつけることまたは次のギャンブルの計画を立てること、またはギャンブルをするための金銭を得る方法を考えることにとらわれている)。
- (2) 興奮を得たいがために、掛け金の額を増やしてギャンブルをしたい欲求がある。
- (3) ギャンブルをするのを抑える、減らす、止めるなどの努力を繰り返し、成功しなかったことがある。
- (4) ギャンブルをするのを減らしたり、またはやめたりすると落ち着かなくなる、またはいらっしゃる。
- (5) 問題から逃避する手段として、または不快な気分(無気力、罪悪感、不安、抑うつ)を解消する手段としてギャンブルをする。
- (6) ギャンブルで金をすったあと、別の日にそれを取り戻しに帰ってくることが多い(失った金を“深追いすること”)。
- (7) ギャンブルへののめり込みを隠すために、家族、治療者、またはそれ以外の人に嘘をつく。
- (8) ギャンブルの資金を得るために、偽造、詐欺、窃盗、横領などの非合法的行為に手を染めたことがある。
- (9) ギャンブルのために、重要な人間関係、仕事、教育、または職業上の機会を危険にさらし、または失ったことがある。
- (10) ギャンブルによって引き起こされた絶望的な経済状態を救うために、他人に金を出してくれるよう頼る。

(National Opinion Research Center at the University of Chicago, Gemini Research, and The Lewin Group. Gambling Impact and Behavior Study. Report to the National Gambling Impact Study Commission. April 1, 1999 Table 1, p.16)

DSM-IV：『精神疾患の診断・統計マニュアル』医学書院617-619. 参照

### 3. プロブレム・ギャンブラーをどのようにして把握するか。

プロブレム・ギャンブラー、さらには病的ギャンブラーはどの位いるのだろうか。ギャンブル産業を多くの人たちの健全な娯楽施設として育てていくためには、それによって生じる負の部分、すなわちプロブレム・ギャンブラー、病的ギャンブラーの実態を正しく把握し、それに対する的確な対策を打つことが必須となる。これについての研究は、アメリカ合衆国をはじめ、各地においてかなりの程度に進められているが、それは、大別して二つに分けられる。一つは、先のオーストラリアの章で触れたように、一般住民(かなりの人たち)を対象にして調査を行い、ギャンブルをやったか否か、どの位の頻度でやったか、何時間ぐらいやったか、といったかなり大雑把な調査を行い、そこから経験したものに詳

細を聞いていき、プロブレム・ギャンブラーと客観的に診断される人たちを探し当てる方法である。もっとも、質問の仕方として、「これまでに」と聞くか「過去1年間に」と尋ねるかによって、該当者も大きく異なる。「これまでに」であれば、過去にプロブレム・ギャンブラーになり、そこから脱出し、今日では健全なギャンブラーになっている人たちをも含んでしまい、場合によっては過大評価を加えやすい。かといって、「過去1年間」であれば、それ以前の状態について明かにならない。その点からすれば両方聞くことが求められるのかもしれない。

アメリカ合衆国におけるこの点についての最近の研究は代表的なもので2つある。ともに上記の判断基準を用いて診断し、5つ以上ある者を把握した。1つはシカゴ大学の世論研究所(NORC)で、もう1つは科学アカデミーの調査研究所(NRC)である。NORCは電話調査で、いずれも成人のみであるが、病的ギャンブラーは、「過去1年」の経験からの推定では0.6%(120万人)、「これまで」の経験からの推定では1.2%(250万)である。先の10の基準のうち、1つか2つの人は「危険ギャンブラー」と判定され、およそ1,500万人と推定された。彼らは、レクリエーションとしてギャンブルを楽しみ続けるかもしれないが、同時に「プロブレム・ギャンブラー」に移行する危険性をもはらんでいる。10の基準のうち、3つか4つに該当する者は「プロブレム・ギャンブラー」とされ、「生涯」では1.5%(およそ300万人)、「過去1年」では0.7%(140万人)である。常習性のギャンブラーは、プロブレム・ギャンブラーないしは病的ギャンブラーになる可能性が一般の人たちに比べてはるかに高い。NORCがギャンブル施設で530人の顧客(利用者)を対象に行った調査では、13%以上のものがプロブレム・ギャンブラーないしは病的ギャンブラーであった。

他方、NRCの調査結果によれば、病的ギャンブラーは、「生涯」で成人人口の1.5%(300万人)、「過去1年」で0.9%(180万人)と推定された。

少年の場合は、更に深刻である。それは単に発生率が高いという点にとどまるだけでなく、比較的早い時期からギャンブルを始めたものはプロブレム・ギャンブラーないしは病的ギャンブラーになりやすいとの調査報告がでているからである。それだけに少年に対しては、成人に対する以上に効果的な対応策が求められるのである。NRCの調査によれば、12歳から18歳までの少年の「過去1年間」の診断では、およそ110万人が該当し、これは成人と比較して、はるかに高い。NORCの調査では、少年の比率は成人のそれとほぼ同じ事であったが、しかし「危険なギャンブラー」は成人に比べて少年のそれははるかに高いことがあきらかにされた。

プロブレム・ギャンブラーを把握するためのもう一つの方法は、これもオーストラリアの章で触れたところであるが、オーストラリアのみならず、アメリカ、イギリスにおいてプロブレム・ギャンブラーが相談・治療に訪れる機関が設置されているが、そこに直接、間接に関わった人たちを対象に面接をし、実態を把握する方法である。もちろん調査に応じない人たちもあるが、相談・治療をかねて、詳細にプロブレム・ギャンブラーの実像を

解明することはできる。年齢、性、職業、地域、民族といった人口学的な要因から、頻度、時間、出費、生活への影響、本人の認識、自覚、克服といった主体的な要素など、各地で種々の調査が実施されている。

一般住民を対象としたものと、相談・治療機関を訪ねたものの双方から迫ることによつて、その地域のプロブレム・ギャンブラーの実数、問題性の深刻度などの実態が解明されるだろう。問題は、彼らに対して、どのような対応が、誰によって、どのような権限と財源によって行なわれているかの分析が必要であろう。この点については今後の課題であるが、オーストラリアの種々の法律を概観すれば、ギャンブル産業によってあげられた収益の中から一定の基金が作られていることが分かる。それが、どのような基準で、どの位の規模で、どのような方法で、プロブレム・ギャンブラーに対して用いられているかについての詳細は不明であり、今後の課題としたい。

#### **4. プロブレム・ギャンブリングの損失及び対策**

プロブレム・ギャンブリングの損失を推定することは容易でないが、経済的な損失については数値を出すことは不可能ではない。しかし、経済的な損失以外のものについては、推定することは難しい。離婚、児童虐待、うつ状態等が相互に絡まっているだけに、複数の要因を分別し、単一の要因を探すこととは容易ではない。

損失は、単にギャンブラーおよびその家族に大きな痛手を与えるだけでなく、社会に対しても同様に大きな損失である。N O R C の調査によれば、プロブレム・ギャンブリングによって生じた事柄(失業、失業保険、精神疾患、治療)は、病的ギャンブラーの場合でおよそ年に一人当たり 1, 200 ドルの損失であり、プロブレム・ギャンブラーの場合には、715 ドルの損失であると報告されている。

これらの膨大な損失に対して、どのように対応したらよいだろうか。個人、N P O 、州政府、連邦政府とそれぞれの段階でのかかわり方が求められる。今日、一般的にいわれていることは、治療に関しては決して一つを挙げられるものではなく、いくつかの方法が重なり合って効果を生むということである。

#### **5. プロブレム・ギャンブリングと犯罪**

プロブレム・ギャンブリングとは、ギャンブルによる負の部分であり、それは単にギャンブラー個人に限られるものではなく、家族、職場、地域社会、さらには社会全体に様々な形で、様々な程度に及ぼす負の影響である。プロブレム・ギャンブリングをどのように定義するかについては諸外国においても必ずしも明確ではないが、アメリカ合衆国で用いられている考え方がある。世界の各地において広く援用されているように思われる。プロブレム・ギャンブラーとはもっとも広義であり、それに対して具体的・客観的な基準を用いて

判断する試みがなされ、そこから3つのカテゴリーが生まれた。そのもとになっている10の基準についてはすでに触れたが、その中のいくつの項目に該当するかで「危険性のあるギャンブラー」(1つないし2つ該当)、「プロブレム・ギャンブラー」(3つないし4つ該当)、「病的ギャンブラー」(5つ以上該当)である。

そのような分類の中にすでに部分的に包摂されているが、ギャンブルと犯罪の問題は社会的にも大きい問題である。ギャンブラーはなぜプロブレム・ギャンブラーになるのだろうか、さらにプロブレム・ギャンブラーはなぜ犯罪に関わるようになるのだろうか。加えて、プロブレム・ギャンブラーは犯罪の中でもどのような種類の犯罪を犯すのだろうか。その際に、プロブレム・ギャンブラーによって犯される犯罪は、必ずしもすべてギャンブル絡みとはいえない場合もあり、またプロブレム・ギャンブラーの人達の中には、ギャンブル行動とは全く関係なく犯罪を犯す傾向を持っているものもあり、両者の関係は複雑で、そう単純に因果関係を示すことはできない。

犯罪への一番の契機は、調査によれば、経済的な理由である。ギャンブルのための金、ギャンブルによる借金返済のための金、借金先も家族、友人、職場、サラ金を経て、その先は多くの場合犯罪へつながる。種類としても、窃盗、詐欺、強盗など、金に絡む犯罪が目立つ。

ギャンブラーが「プロブレム・ギャンブリング相談機関」に駆け込む段階で、すでにいくつかの犯罪に関わっているものが多い。オーストラリアの各地で実施された調査によれば、相談に来たものの20%から64%の範囲で何らかの犯罪を認めている。犯罪の種類で最も多いものは、不正借用(42.3%)、詐欺(21.2%)である(Survey of Clients of Counselling Agencies:1999)

G A (Gambling Anonymous)に参加したプロブレム・ギャンブラーを対象に行った調査では、59%が何らかの犯罪を行ったことを告白している(Survey of Clients of Counselling Agencies:1999)。さらに、刑務所の受刑者を対象とした調査からも、11%の者がギャンブル絡みの犯罪で警察に捕まつたこと、7%の者がギャンブルのためにポーカーマシーンを不正に操作したために刑に服したことを述べている。(Problem Gambling National Research in Australia:1998).